子どもの笑顔を守る ために児童虐待の 早期発見にご協力ください



にご協-

力ください

発見・支援するためには、

地域で子ども

などを早期

児童虐待やヤングケアラー

を見守り、

支える取り組みが大切です。

児童虐待を発見したら、

通告する義務



子育て支援課 🕿 35-3140

ヤングケアラーを 存知ですか?

子どもらしい暮らしができずに辛 い思いをしている子ども、 ヤングケ アラーが社会的問題になっています。 お困りごとは子育て支援課までご 相談ください。



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料 理・掃除・洗濯などの家 事をしている



家族に代わり、幼いきょ うだいの世話をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気の ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャ ンブル問題を抱える家族 に対応している

手当を受けるためには、

申

請

g

ヤングケアラーの例 (引用:一般社団法人日本ケアラー連盟)

虐待です つけ」と称する体罰

虐待には、 次の 種 類が あり ŧ す。

身体的虐待(殴る、 たたくなどの行為

ネグレクト 性的虐待(子どもへ (育児放棄など) の性的行為)

言など) 心理的虐待(子ども の前での暴力

童

が長期化するなか、

児童扶養手当受

ま

新型コロナウイルス感染症の影

役目です。 成長できる環境を守りまし る場合があります (目です。子どもの話を聞いて、健康に子どもの尊厳や権利を守るのは大人の 保護者に全く自覚がなくても虐待に)よう。

います。

の早期発見・早期支

○全国共通ダイヤル

高山警察署☎110 ☎189(いちはやく)

〇子ども発達支援センター (要対協事務局) ☎3235-3179(平日) 障がい児の支援を行って 保護や支援を必要とする

帯に対し、

助成します(すでに今年

でに収入が落ち込んでいる子育て世 給者相当または住民税非課税相当 絡ください 虐待?と疑いを持ったら、 ります (児童福祉法第25 迷わずご連

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給:

付

人当たり

律5万円

あ

要な子どもに対し支援を行う、要保護児応しています。児童虐待などで保護が必相談センター) が連携・協働しながら対支援センター) と児童相談所 (飛驒子ども しています 等対策地域協議会(以下「要対協」)を設 児童虐待への 対応は、 市 (子ども発達

子どもや妊婦、 要対協では、

問合せ

子育て支援課☎35-3140

※詳しくはお問い合わせください

関の給付金を受給されている方を除

児童扶養手当現 況届 **(1)**

受付が始まりま

ਰ

子家庭などの生活の安定と自立を助 ために支給するものです。 児童扶養手当とは、 子どもの心身の健やかな成 父子家庭や母 長

ので、8月31日怺までに手続きを は、「現況届」の案内をお送りし 必要があります(所得制限あり てください。 問合せ 子育て支援課☎35-31 現在、 手当を受給されている方に 40 ま す

☎189 児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。お住まいの地域の児童相談所につながります。 (または高山市役所 **2** 32-3333)